



クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021年5月19日

マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして (2021年4月期)

投資家のみなさまにおかれましては、平素より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。
マイクロローン事業者ファンドシリーズ（以下、「対象ファンドシリーズ」という。）につきまして、
運用状況のご報告をさせていただきます。

【本レポートの要旨】

- 対象ファンドシリーズは、2021年4月14日付の前回のご報告に引き続き、本件債務者からの一定の範囲内に抑えた返済金額を原資として、延長期間の長い対象ファンドより順次分配を行わせていただいております。
- 2021年4月期（分配日：2021年5月19日）の分配につきましては、2020年9月期当初満期予定の対象ファンドの分配に充当いたしました。
- 次回以降の分配につきましても、上記に続き、2020年9月期当初満期予定の対象ファンドをはじめ、延長期間の長いものから順次、分配を行ってまいります。

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」という。）が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdfund Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」という。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、グループを総称して、または持ち株会社を個別に、「IDF社」という。）に貸付けを行いました（「案件①」）。また、対象ファンドの一部^{*1}においては、案件①に加えて、案件②として Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

*1 以下の各対象ファンドを指します：

【ブラジルリアル建て】 マイクロローン事業者ファンド 19号、

【ユーロ建て】 マイクロローン事業者ファンド 9, 10号、

【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 2,3,5,7,14,16号、

【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 50,51号、

【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 24, 26, 28, 30,32,34,36号

【対象ファンドシリーズのこれまでの状況】

上記の案件①において、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきまして、最長6か月の契約期間の延長を行いました*2。その後、IDF社は本営業者グループ会社に対し、契約期間延長後の期日通りに契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済を行ってまいりました。これにより、2020年10月期（同年11月払い）の分配によって当初満期2020年4月期の対象ファンドが、また、2020年11月期（同年12月払い）の分配によって当初満期2020年5月期および2020年6月期の対象ファンドが、それぞれ償還を迎えました。

なお、2020年10月期（同年11月払い）の分配以降は、対象ファンドシリーズの平等性の観点から、延長後の経過期間が長い対象ファンドより順次分配を行わせていただいております*3。このため、2021年5月19日時点で、2020年10月期～2021年4月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきましても、契約期間の延長を実施しています。

一方で、2020年12月に入り、本営業者グループ会社はIDF社より、同社の足元の資金流動性が、①上記の契約期間延長により定めた返済および②今後訪れる当初満期の返済を同時に履行するのに十分ではないため、毎月の返済および経過利息（当初満期までの利息に加え、延長期間中に発生する利息も含む）の支払いは継続するものの、毎月の返済金額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。かかる要請に対し、本営業者グループ会社は、IDF社の経営陣等との電話会議等を通して確認した情報を精査したうえで、IDF社の要請を受け入れることとし、IDF社から本営業者グループ会社へのローン返済スケジュールを見直すことになりました。これに伴い、本営業者は、対象ファンドシリーズの分配スケジュールを再度変更しております*4。

これにより、2020年12月期（2021年1月払い）以降の分配につきましては、本営業者グループ会社がIDF社より受領した一定の範囲内に抑えた返済金額を原資として、本営業者は2020年7月期当初満期予定の対象ファンドから順次分配を実施しています。

なお、上記に基づき、2020年12月期（2021年1月払い）および2021年1月期（同年2月払い）の分配によって、2020年7月期当初満期予定の対象ファンドは契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済、保有中の投資家のみなさまへの分配がすべて完了し、償還を迎えました。また、2021年1月期（同年2月払い）および2021年2月期（同年3月払い）の分配では、2020年8月期当初満期予定の対象ファンドにも一部分配を実施いたしました。さらに、2021年3月期（同年4月払い）の分配では、2020年8月期当初満期予定の対象ファンドに分配を行ったうえで、残額を2020年9月期当初満期予定の対象ファンドの分配に充当いたしました。これをもちまして、2020年8月期当初満期予定の対象ファンドは契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済、保有中の投資家のみなさまへの分配がすべて完了し、償還を迎えました。

*2 2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドを延長した経緯につきましては、下記【補足：2020年9月期以前の延長経緯】をご覧ください。

*3 詳しくは2020年11月16日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ延長解消に向けて（2020年10月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1240/17>）。

*4 詳しくは 2021 年 1 月 18 日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2020 年 12 月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1367/17>）。

【対象ファンドシリーズにおける今回のご報告内容】

2021 年 4 月期（同年 5 月払い）の分配につきましては、引き続き上記に基づいて本営業者グループ会社は IDF 社より、一定の範囲内に抑えた返済金額を受領しました。本営業者グループ会社はかかる資金を本営業者に返済し、本営業者はそれを原資として、2021 年 5 月 19 日付で、2020 年 9 月期当初満期予定の対象ファンド（別表「A」欄参照）に分配を行いました。

また、2021 年 5 月期（同年 6 月払い）以降の分配につきましても、引き続き各月期に本営業者グループ会社が IDF 社より一定の範囲内に抑えた返済金額を受領し、本営業者グループ会社はかかる資金を本営業者に返済し、本営業者はそれを原資として分配を行っていく予定となっております。

これにあたり、上述の 2020 年 9 月期当初満期予定の対象ファンド、2020 年 10 月期から 2021 年 4 月期までの当初満期予定の対象ファンド（別表「B」～「H」欄参照）および今後当初満期が到来する対象ファンド（別表「I」欄該当）につきまして、上述の通り、対象ファンドシリーズの平等性の観点から、延長後の経過期間が長いファンドより順次分配を行わせていただきます。

【補足：2020 年 9 月期以前の延長経緯】

2020 年 4 月 22 日、本営業者グループ会社は IDF 社より、2020 年 4 月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を受領しました。これは、IDF 社が貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて、それぞれの国で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景とした政府令（モラトリアム施策）が出され、民間の融資の返済については一定期間払いを停止し、元本の返済期限を延期するよう要請されたことを踏まえて、IDF 社が手元流動性を確保するための申し出であり、本営業者グループ会社はこれを承諾しました。

その後、IDF 社は、ロシアではモラトリアム施策の影響をあまり受けなかったものの、カザフスタンでの債権回収において、小さくない影響を受けました。このため、本営業者は IDF 社より、再度、元本返済期限の延期を希望する申し出を受けました。本営業者は上記 2 か国の政府令の影響や IDF の債権回収状況を確認のうえ、2020 年 4 月期から 2020 年 9 月期に当初満期を予定していた対象ファンドシリーズにつきまして、最長 6 か月間の延長を行いました。

なお、IDF 社がカザフスタンでの債権回収で小さくない影響を受けた背景には、同国では 2020 年 6 月 15 日にモラトリアム施策が終了したものの、その適用申請者がロシアと比べて広範に及んだこと、および、2020 年 7 月下旬から同年 8 月 17 日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（都市封鎖）が行われたことがあります。

投資家のみなさまにおかれましては、引き続きご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【別表】

A	<p>【ブラジルリアル建て】 マイクロローン事業者ファンド 19 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 2 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 3 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 39 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 41 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 50 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 51 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 39 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 41 号</p>
B	<p>【ユーロ建て】 マイクロローン事業者ファンド 9 号</p> <p>【ユーロ建て】 マイクロローン事業者ファンド 10 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 5 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 7 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 43 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 45 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 43 号</p>
C	<p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 24 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 26 号</p>
D	<p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 28 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 30 号</p>
E	<p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 14 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 32 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 34 号</p>
F	<p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 16 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 18 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 36 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 38 号</p>
G	<p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 19 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 21 号</p> <p>【借換】 【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 53 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 40 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 42 号</p>
H	<p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 23 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 25 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 44 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 46 号</p>

	【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 44 号 【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 45 号 【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 53 号 【借換】【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 55 号 【借換】【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 57 号
I	A～H 以外の運用中のマイクロローン事業者ファンド

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016 年 3 月

【資本金】 1,000,000 円

【住 所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号